

議案第68号

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例の廃止について

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例を廃止する条例

さぬき市地域支援事業利用料徴収条例（平成29年さぬき市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第69号

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部改正について

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

さぬき市支所及び出張所設置条例（平成14年さぬき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表さぬき市造田出張所の項中「造田是弘777番地2」を「造田野間田693番地8」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第70号

さぬき市公民館条例の一部改正について

さぬき市公民館条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市公民館条例の一部を改正する条例

さぬき市公民館条例（平成14年さぬき市条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 さぬき市長尾公民館造田分館の項を削る。

別表第2 さぬき市長尾公民館造田分館の部を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第71号

さぬき市南川自然の家条例の一部改正について

さぬき市南川自然の家条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市南川自然の家条例の一部を改正する条例

さぬき市南川自然の家条例（平成14年さぬき市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分	金額	備考
野営場（1人1泊）	円 300	宿泊しない場合は 1人1日
宿泊棟 児童又は生徒の団体（1人1泊） その他（1人1泊）	500 1,500	午後1時から翌日 の正午までとし、 野営場の使用料を 含む。
テントサイト（1区画1泊）	500	宿泊しない場合は 1区画1日
オートキャンプ（車1台1泊）	500	宿泊しない場合は 車1台1日
調理室（1日）	1,000	
風呂（1人1回）	100	
バーベキュー用かまど（1基1回）	1,500	
キャンプファイヤー（1回）	4,000	
附帯設備及び器具	規則で定める額	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第72号

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

さぬき市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年さぬき市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

さぬき市働く婦人の家条例の一部改正について

さぬき市働く婦人の家条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市働く婦人の家条例の一部を改正する条例

さぬき市働く婦人の家条例（平成14年さぬき市条例第168号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 名称 津田働く婦人の家
- (2) 位置 さぬき市津田町津田138番地16

別表志度働く婦人の家の部を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第74号

津田総合公園外2施設の指定管理者の指定について

次のとおり津田総合公園外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

津田総合公園

長尾総合公園

志度総合運動公園

2 指定管理者となる団体

名称 香川県造園事業協同組合

所在地 香川県高松市鬼無町鬼無741番地1

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第75号

寒川老人福祉センター外1施設の指定管理者の指定について

次のとおり寒川老人福祉センター外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
寒川老人福祉センター
さぬき市春日ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 香川県さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第76号

さぬき市地域活性化複合施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域活性化複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市地域活性化複合施設（結願の里）
- 2 指定管理者となる団体
名 称 結願の里多和の会
所在地 香川県さぬき市多和助光東30番地1
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第77号

工事請負契約の変更について（令和6年度長尾小学校
旧校舎解体工事）

令和6年度長尾小学校旧校舎解体工事について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年12月5日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和6年度長尾小学校旧校舎解体工事 |
| 2 契約の金額 | 変更前 一金124,608,000円
うち消費税及び地方消費税額11,328,000円
変更後 一金161,876,000円
うち消費税及び地方消費税額14,716,000円
変更額 37,268,000円の増
うち消費税及び地方消費税額3,388,000円の増 |
| 3 契約の相手方 | 香川県高松市上福岡町778番地1
株式会社藤木工務店 四国支店
四国支店長 川口英樹 |